

# 食品の営業許可制度 が大きく変わりました



©岡山県「ももっち」

©岡山県「うらっち」

平成30年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、  
令和3年6月1日から食品の営業許可制度などが大きく変更されました。

## 改正のポイント

- ① 食品の営業許可制度の見直し  
 現行の34の許可業種について、新設や統合などが行われ、  
 32の許可業種に見直されました。
- ② 食品の営業届出制度の創設  
 許可業種以外でも、食品営業を行う際は、一部の業種を除き、  
**保健所に届出が必要になりました。**
- ③ HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化  
 許可及び届出が必要な食品等事業者は**HACCPに沿った衛生管理を実施しなければいけません。**詳しくはこちら→  
 (HACCPに沿った衛生管理の制度化について)



岡山県HP

## 確認フローチャート

必要な手続きやHACCPの制度化の対象を確認してください

営業許可業種  
裏面の「A 営業許可業種」に該当しますか？

はい

**A 営業許可業種**  
施設を管轄する保健所で許可手続きが必要です。施設は基準に適合する必要があります。

HACCP (ハサップ) の制度化

食品衛生責任者の設置(※<sup>2</sup>)

**対象**

**必要**

いいえ  
届出対象外業種  
裏面の「C 届出対象外業種」に該当しますか？

いいえ

**B 営業届出業種(※<sup>1</sup>)**  
施設を管轄する保健所に届出手続きが必要です。施設の基準はありません。

**対象**

**必要**

はい

**C 届出対象外業種**  
手続き不要

対象外

**不要**

(※<sup>1</sup>) 営業許可業種に併せて営業届出業種を営んでいる場合には、代表的な業種について届出が必要となる場合があります。

(※<sup>2</sup>) 施設ごとに食品衛生責任者を設置する必要があります。責任者は資格要件を満たすか、又は都道府県等が実施する養成講習会を受講する必要があります。

# A 営業許可業種（32業種）（令和3年5月時点で営業許可を取得していた場合は、改正前の許可期限が満了するまで経過措置があります。）

- ①飲食店営業（食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業）
  - ②調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業（※1）
  - ③食肉販売業（※2） ④魚介類販売業（※2） ⑤魚介類競り売り営業 ⑥集乳業
  - ⑦乳処理業 ⑧特別牛乳搾取処理業 ⑨食肉処理業 ⑩食品の放射線照射業
  - ⑪菓子製造業 ⑫アイスクリーム類製造業 ⑬乳製品製造業 ⑭清涼飲料水製造業
  - ⑮食肉製品製造業 ⑯水産製品製造業 ⑰氷雪製造業 ⑱液卵製造業
  - ⑲食用油脂製造業 ⑳みそ又はしょうゆ製造業 ㉑酒類製造業 ㉒豆腐製造業
  - ㉓納豆製造業 ㉔麺類製造業 ㉕そうざい製造業 ㉖複合型そうざい製造業
  - ㉗冷凍食品製造業 ㉘複合型冷凍食品製造業 ㉙漬物製造業 ㉚密封包装食品製造業
  - ㉛食品の小分け業 ㉜添加物製造業
- （※1）屋内設置等一定の要件を満たす場合は除く（営業届出業種になります）  
 （※2）仕入れた包装品のままの状態の販売する場合は除く（営業届出業種になります）



## 新たに許可が必要となる業種

岡山県HP  
(業種の詳しい説明)



令和3年5月末時点で営業を行っていた場合は、令和6年5月末まで許可取得が猶予されます。

**⑯水産製品製造業**  
魚介類、その他水産動物又はその卵を主原料とする食品を製造する営業

**⑱液卵製造業**  
鶏卵から卵殻を取り除いたものを製造等する営業

**㉙漬物製造業**  
漬物や漬物を主原料とする食品を製造する営業

**㉚密封包装食品製造業**  
密封包装食品で常温で保存可能なものを製造する営業

**㉛食品の小分け業**  
営業許可業種（14業種）の食品を小分けする営業

# B 営業届出業種

A 営業許可業種（上記32業種）とC 届出対象外業種に該当しない食品等事業者の方は、すべて営業届出業種になります。

- 例：○乳類、弁当、野菜果物、仕入れた包装品のまま販売する食肉・魚介類、屋内設置等一定の要件を満たす自動販売機などの販売業
- 営業許可業種以外の製造・加工業
  - 合成樹脂の器具・容器包装の製造・加工業（HACCPの制度化は対象外）
  - 冷凍・冷蔵の貯蔵業
  - 集団給食施設（1回20食程度未満は除く）
  - 行商（魚介類などを移動して販売する営業） など

# C 届出対象外業種（手続きは不要です）

- ①食品又は添加物の輸入をする営業
- ②食品又は添加物の貯蔵又は運搬業（冷凍、冷蔵の貯蔵業は営業届出業種）
- ③常温包装品の販売業
- ④器具・容器包装の製造業（合成樹脂のものは営業届出業種）
- ⑤器具・容器包装の輸入又は販売業

不明な点がございましたら、営業施設を管轄する保健所にご相談ください。

